

裾野市議会傍聴規則

昭和53年7月28日

議会規則第1号

改正 平成2年12月10日議会規則第2号
令和2年12月4日議会規則第2号

平成7年9月6日議会規則第2号

裾野市議会傍聴人取締規則（昭和27年裾野市規則第3号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席（車椅子席含む。）及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は52人（車椅子席2人を含む。）とし先着順とする。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入し傍聴券の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、年齢及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入し傍聴券の交付を受けなければならない。

3 報道関係者及び裾野市職員で、議長から傍聴章の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

（傍聴券、傍聴章の交付及び返還）

第5条 傍聴券、傍聴章は、所定の場所で交付する。

2 傍聴券、傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議場に入ることはできない。

（傍聴席に入ることのできない者）

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、杖、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及び傘の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者（第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。）

(5) 笛、ラッパ、太鼓及びその他楽器の類を携帯している者

(6) 下駄及び木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、私語を慎み、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート及びマフラーの類を着用しないこと。(病気その他の理由により議長の許可を得た場合を除く。)
- (5) 携帯電話等の音を発する機器を携帯するとき、音を発しないように適切な措置を講ずること。
- (6) 飲食し、又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。